「(1274)　140875
(1274)の2　140876
(1283)　140925
(1283)　140925
(1291)　140985
(1291)の2　140989
(1307)　141034
(1307)の2　141035
(1324)　141081
(1324)の2　141083
(1325)　141086
(1325)の2　141088
(1330)　141098
(1330)の2　141109
(1332)　141121
(1332)の2　141125
(1333)　141126
(1333)　141126
(1333)の2　141129
(1333)の3　141136
(1333)の4　141138
(1333)の5　141150
(1333)の6　141154
(1333)の7　141159
(1333)の8　141173

KORYU
KORYU
第八十三福一丸
扇**瀧**丸
扇瀧丸
ZEUS　LEADER
ZEUS　LEADER
CHIKUZEN MARU
第十七ひかり丸
第十七ひかり丸
SETAGAWA
PACIFIC　GLORY
PACIFIC　GLORY
第七わかば丸
神凪丸
神凪丸
第十八東丸
あすざん丸
あすざん丸
燕洲丸
第二十一福神丸
第二十一福神丸
PLEIADES　LEADER
DAEDALUS　LEADER
DAEDALUS　LEADER
第八末広丸
第八幸秀丸
第十八照丸
立眞丸
海晴丸
JP　CORAL
BLUE　ISLAND

」を
」に、
」を
」に、
」を
」に、
」を
」に、
」を
」に、
」を
」に、
」を
」に、
」を
」に
」

改める。

○外務省告示第百七十号

平成二十二年三月十八日にルアンダで、アンゴラ共和国における「国家地雷除去院能力向上計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アンゴラ共和国における「国家地雷除去院能力向上計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与

2　贈与額　一億四千百万円

3　署名者

日　本　側　越川和彦在アンゴラ大使

国際連合開発計画側　ジタ・ホンワナ・ウェルチ在アンゴラ事務所代表

平成二十二年四月六日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百七十一号

平成二十二年三月十八日にジャカルタで、西スマトラ州パダン沖地震被災地における安全な学校再建計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　西スマトラ州パダン沖地震被災地における安全な学校再建計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億四千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　塩尻孝二郎在インドネシア大使

インドネシア側　ハムザ・タイブ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

平成二十二年四月六日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百七十二号

平成二十二年三月十八日にジャカルタで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　塩尻孝二郎在インドネシア大使

インドネシア側　ハムザ・タイブ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

平成二十二年四月六日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百七十三号

平成二十二年三月十八日にジャカルタで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　塩尻孝二郎在インドネシア大使

インドネシア側　ハムザ・タイブ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

平成二十二年四月六日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百七十四号

平成二十二年三月十八日にジャカルタで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億二千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　塩尻孝二郎在インドネシア大使

インドネシア側　ハムザ・タイブ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

平成二十二年四月六日

外務大臣　岡田　克也

○文部科学省告示第七十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月六日

文部科学大臣　川端　達夫

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

表一旭川文化デザイン専門学校高等課程服装科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

専門学校モード&アート高等課程服装科	平成十五年四月一日（平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）

表一苫小牧高等商業学校高等課程商業科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

苫小牧高等商業学校高等課程総合ビジネス科	平成十八年四月一日